

## もーりーカー登録方法の電子化について

デマンド乗合タクシー「もーりーカー」の利用者登録方法について、市民の利便性の向上や利用促進を目的として、下記のとおり新たな利用者登録方法を導入します。

### 1 変更内容（新たな登録方法の導入）

#### (1) 変更前

- ア 市役所および各地区会館窓口での申請（申込書の記入）
- イ 郵送、FAX、メールでの申請（申込書の送付）

#### (2) 変更後

- ア 市役所および各地区会館窓口での申請（申込書の記入）
  - イ 郵送、FAX、メールでの申請（申込書の送付）
  - ウ LoGo フォーム（オンライン上の各種申請システム）による申請
- ← 継続  
← 新規導入

### 2 導入日（予定）

令和6年7月1日（月）

### 3 LoGo フォームの運用イメージ

- (1) PC やスマートフォンより、市ホームページ等の各種媒体に掲載予定の URL もしくは QR コードから LoGo フォームへアクセス



- (2) 個人情報の取り扱いに関する注意事項に同意



- (3) 住所・名前・生年月日・利用要件等の必要事項を入力 ⇒ 申込があった旨が市に通知される



- (4) 入力内容を確認し、利用者登録証を自宅へ郵送（到着後から「もーりーカー」利用可能）

### 4 周知方法

- ・ 広報もりやま（令和6年6月15日号）
- ・ 市ホームページ